

介護保険法（平成9年法律123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第41条第1項本文の指定の一部の効力を次のとおり停止した。

令和元年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称及び代表 者の氏名並びに主たる 事務所の所在地	効力停止の内容及び期間	サービスの種類
3770201691	なでしこ垂水 訪問介護事業部 丸亀市新田町 233番地5	有限会社なでしこ垂水 代表取締役 青木博道 丸亀市新田町233番地5	指定の一部の効力の停止 （新規利用者受入停止、 1年） 令和元年12月18日から令 和2年12月17日まで	指定訪問介護